

静岡県告示第843号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川 勝 平 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
whybes 合同会社	三島市沢地 98番地の3	MUKU-M UKUみしま	三島市沢地98 番地の3	令和4年 12月1日	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	特定なし
Neomominooka 株式会社	浜松市中区佐 鳴台一丁目 21番6号	おかやま内科 放課後デイサ ービス annex	湖西市新居町 新居 3395-10 ロイヤルビレ ッジ1F1・ 2F1	令和4年 12月1日	放課後等デ イサービス	特定なし
株式会社ク ラ・ゼミ	浜松市中区田 町 230 番地の 15	こどもサポー ト教室「きら り」富士松岡 校	富士市松岡 1210-6	令和4年 12月1日	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	特定なし
一般社団法人 サン・ビレッ ジ	富士市厚原 879番地の9	エール	富士市今泉 3076番3	令和4年 12月1日	放課後等デ イサービス	特定なし